

索道安全報告書

ご利用者の皆様へ

平素より、当社索道事業のご利用並びにご理解を賜り誠にありがとうございます。
今シーズンは平成29年4月9日を持ちまして冬季営業を終了いたしました。シーズン中は多くの皆様にご来場いただけましたこと、心より感謝申し上げます。

以下に、索道事業法に基づき、輸送の安全確保に対するこの一年間の弊社の取り組みにつきまして公表させていただきます。

瑞穂リゾート株式会社
代表取締役 石井 寿夫

1. 安全確保の基本方針

- (1) 一致団結して輸送の安全確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正且つ忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

2. 安全確保のための取り組み

1) 人材教育(研修会・講習会等への参加及び訓練)

(1) 索道技術管理員講習会

日時 平成28年10月9日(金) 台風の為中止
場所 「大山会場」

(2) 従事員研修会

日時 平成28年11月18日(金)
場所 瑞穂ハイランド
《講演》・・・ 邑南町商工観光課 寺本 英仁氏講演
《実技》・・・ 日本赤十字社島根県支部 救急法指導員による
三角巾を使った簡単な応急処置

(3) 避難誘導消火訓練

日時 平成28年11月24日(木)

場所 瑞穂ハイランドガレッジモール(1階チェスナットカフェ厨房より出火の想定)

川本消防署より講師を迎え、避難訓練及び消火訓練をおこなった。

日時 平成28年12月1日(木)

場所 瑞穂ハイランドバレースキーセンター(3階レストラン山里厨房より出火の想定)

川本消防署より講師を迎え、避難訓練及び消火訓練をおこなった。

(4) 救助訓練

日時 平成28年11月24日(木)

阿佐山第4リフトにて大規模救助訓練実施

(消防との連携による第3リフトが運行不可要救助を想定した訓練)

日時 平成28年12月1日(木)

阿佐山第4リフトにて救助訓練実施・・・社内研修

日時 平成28年12月14日(水)

阿佐山第4リフトにて救助訓練実施・・・社内研修

上記の他、年内に2回事前研修後に行いました。



救助訓練(平成28年12月24日)

(5) 安全教育

当該リフトに初めて従事する者には、当日現場にて運転取扱い及び業務従事中の安全行動について担当社員が教育を行っております。

その他、事前研修も平成28年11月より平成29年3月までの間15回実施いたしました。



事前研修(平成 29 年 1 月14 日)

事前研修・・・運転取扱い及び安全行動について

① DVD視聴・・・索道の安全とサービス(撮影:サンアルピナ鹿島槍スキー場)

② 索道マニュアル(瑞穂リゾート作成)の確認

1章 索道の仕事とは

2章 索道の簡単な構造

3章 安全に運航するための心構え

2) 安全のための投資(維持管理活動)

安全の維持・向上のため索道施設の修繕、補修を行っています。

今シーズン大規模工事は行っていません。日常の点検修理を行っています。

日常の主な維持管理活動

- ① 支柱点検(リフトの支柱の総点検及び整備)→グリスアップ・索輪交換・増し締め
- ② 搬器整備(リフトの搬器の総点検及び整備)→グリスアップ・部品交換・増し締め
- ③ 動力、制動機類のオイル交換→オイル交換(減速機、ギアボックス、制動機)
- ④ その他索道関連設備の整備・補修など

3. 索道運転事故について

シーズン中の運転事故およびインシデント(事故に結び付く重要事態)はありませんでした。

4. 輸送の安全確保に関する組織体制

- 1) 代表取締役は、輸送の安全に関する最終的な責任を負う。
- 2) 代表取締役及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理体制を整備すると共に、索道事業の実施及び管理の方法を定める。
- 3) 代表取締役及び役員は、輸送の安全を及び確保するための索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。
- 4) 代表取締役及び役員は、輸送の安全に関する業務を統括管理する職務を有する者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。
- 5) 代表取締役及び役員は、事故、事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態(「事故・災害」という)に応じ、対策方法その他必要な事項を定め、職員等に周知し、徹底しなければならない。

《安全管理体制図》

